

国立大学法人金沢大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての職務実績を総合的に勘案し、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	平成19年人事院勧告を参考にして、以下の改定を行った。 ・地域手当の支給割合を2%から3%に引き上げた。
理事	
理事(非常勤)	
監事	
監事(非常勤)	

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 19,799	千円 13,704	千円 5,684	千円 411 (地域手当)	4月1日		
A理事	千円 14,664	千円 10,116	千円 4,196	千円 303 (地域手当) 49 (通勤手当)	4月1日		
B理事	千円 14,639	千円 10,116	千円 4,196	千円 303 (地域手当) 24 (通勤手当)	4月1日		
C理事	千円 14,664	千円 10,116	千円 4,196	千円 303 (地域手当) 49 (通勤手当)			
D理事	千円 14,639	千円 10,116	千円 4,196	千円 303 (地域手当) 24 (通勤手当)	4月1日		
E理事	千円 13,439	千円 8,736	千円 3,711	千円 87 (広域異動手当) 436 (地域手当) 49 (通勤手当) 420 (単身赴任手当)	4月1日		◇
F理事 (非常勤)	千円 2,410	千円 2,340	千円 0	千円 70 (地域手当)	4月1日		
A監事	千円 11,605	千円 8,736	千円 2,412	千円 262 (地域手当) 195 (通勤手当)	4月1日		
B監事 (非常勤)	千円 2,076	千円 2,016	千円 0	千円 60 (地域手当)			

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が高い地域に勤務する役員に支給しているものである。

注2:「広域異動手当」とは、転居を伴い、広域にわたる勤務箇所の異動を行った役員に支給しているものである。

注3:「前職」欄の「◇」は役員出向者(国家公務員退職手当法第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員になるために本府省課長・企画官相当職以上で退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者)を示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職	
法人の長	6,852	4 0	H20.3.31	1	経営協議会において、同人の大学運営に対する5つの項目(大学経営, 社会貢献, 危機管理, 組織活性, 情報発信)について審議され、在職期間中の勤務成績を考慮して、業績評価率は「1」と決定された。		
理事A	5,058 (52,121)	4 (36)	0 (6)	H20.3.31	1	経営協議会において、同人の大学運営に対する5つの項目(大学経営, 社会貢献, 危機管理, 組織活性, 情報発信)について審議され、在職期間中の勤務成績を考慮して、業績評価率は「1」と決定された。	
理事B	5,058 (31,013)	4 (23)	0 (9)	H20.3.31	1	経営協議会において、同人の大学運営に対する5つの項目(大学経営, 社会貢献, 危機管理, 教育活性, 情報発信)について審議され、在職期間中の勤務成績を考慮して、業績評価率は「1」と決定された。	
理事C	3,003	2 9	H20.3.31	1	経営協議会において、同人の大学運営に対する5つの項目(大学経営, 社会貢献, 危機管理, 資産活用, 環境・安全)について審議され、在職期間中の勤務成績を考慮して、業績評価率は「1」と決定された。	*	
理事 (非常勤)					該当者なし		
監事A	3,913	3 7	H20.3.31	1	経営協議会において、同人の大学運営に対する5つの項目(大学経営, 社会貢献, 危機管理, 組織活性, 資産活用)について審議され、在職期間中の勤務成績を考慮して、業績評価率は「1」と決定された。		
監事 (非常勤)					該当者なし		

注1:「前職」欄の「*」は退職公務員(本府省課長・企画官相当職以上で退職した者)であることを示す。

注2:理事A, Bについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

注3:「業績勘案率」の欄には、当法人の役員退職手当規則に基づき、退職手当の算定にあたって当該退職役員の業績等を評価して乗じることとしている係数である業績評価率を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学で決定された当初予算の範囲内で運用する。〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔国家公務員、独立行政法人及び他の国立大学法人の給与水準を考慮する。〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔人件費の範囲内で、勤務成績により勤勉手当(6月、12月)における支給割合の増減を行うほか、昇給の区分(号給数)を決定する。〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に、基準日以前6ヶ月間の職員の勤務成績に応じた成績率によって勤勉手当を支給する。
昇格・降格	昇格:その職務の級について定められた必要経験年数又は必要在級年数を有する職員について、その職員の勤務成績等に基づき選考により1級上位の職務の級に昇格させることができる。 降格:勤務実績がよくない場合、下位の職務の級に降格することがある。
昇給	昇給日前1年間の勤務成績に基づき決定される昇給の区分に応じた号給数を昇給させることができる。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

- ・管理職手当:組織の改編に伴い、支給区分及び対象者を一部見直した。
- ・地域手当:支給割合を引き上げた。(金沢市:2%→3%, 東京都のうち特別区:14.5%→16%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1889	43.4	7,027	5,067	61	1,960
事務・技術	399	41.2	5,478	4,004	73	1,474
教育職種 (大学教員)	886	48.1	8,905	6,368	70	2,537
医療職種 (病院看護師)	424	35.5	4,829	3,520	34	1,309
技能・労務職種	10	47.7	5,158	3,785	70	1,373
教育職種 (附属高校教員)	42	46.3	7,746	5,656	51	2,090
教育職種 (附属義務教育学校教員)	40	44.4	7,130	5,210	63	1,920
医療職種 (病院医療技術職員)	88	41.7	5,566	4,045	49	1,521
任期付職員	15	43.4	6,473	4,639	44	1,834
教育職種 (特任教員)	15	43.4	6,473	4,639	44	1,834

	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	14	61.7	3,732	3,111	44	621
事務・技術	3	61.8	3,531	2,958	88	573
医療職種 (病院看護師)	11	61.7	3,787	3,153	32	634

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	78	37.5	3,629	2,955	80	674
事務・技術	21	50.7	3,869	2,820	154	1,049
教育職種 (大学教員)	14	37	4,549	3,308	54	1,241
医療職種 (病院医師)	29	31.5	3,034	3,034	50	0
技能・労務職種	1	-	-	-	-	-
医療職種 (病院医療技術職員)	13	28.6	3,532	2,608	52	924

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、実験助手等を示す。

注3: 「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注4: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5: 「教育職種(特任教員)」とは、研究・教育及び診療活動の活性化、高度化を図るために特別に雇用する者を示す。

注6: 在外職員については該当者がいないため、表を省略した。

注7: 以下の職種については該当者がいないため、表を省略した。

常勤職員のうち「医療職種(病院医師)」

任期付職員のうち「事務・技術」、「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」、「医療職種(病院看護師)」

再任用職員のうち「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」

非常勤職員のうち「医療職種(病院看護師)」

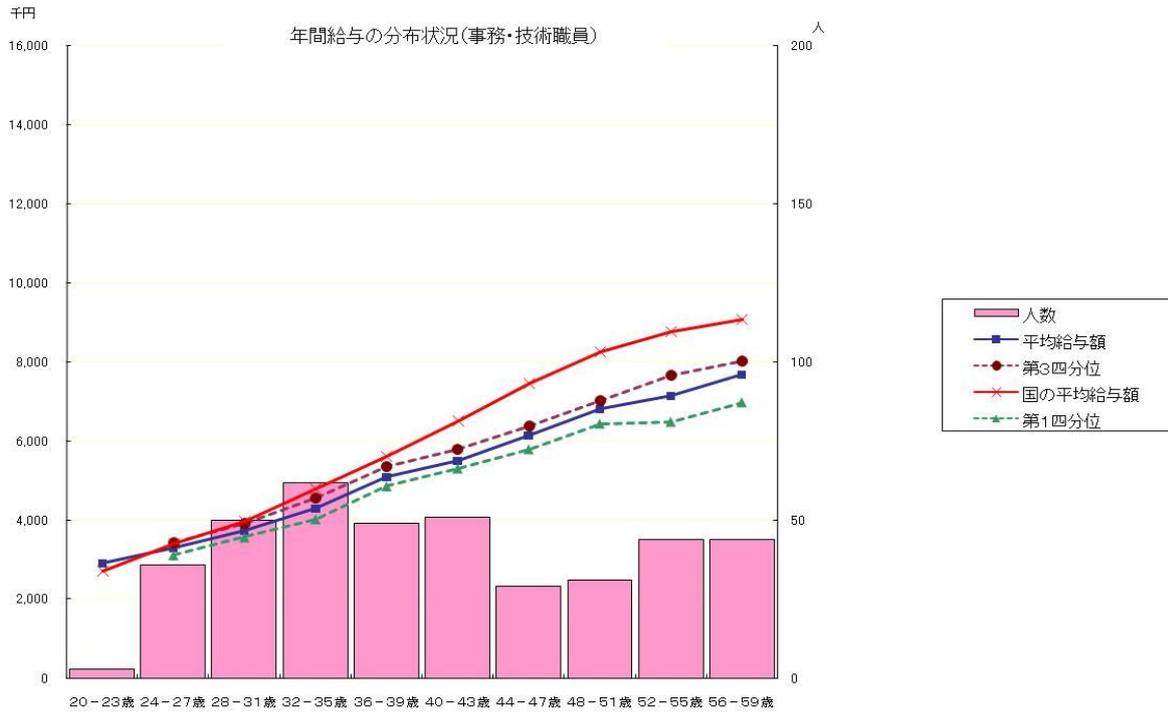
注8: 非常勤職員のうち「技能・労務職種」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

〔年俸制適用者〕

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
任期付職員	15	41	7,921	7,921	0	0
教育職種 (特任教員)	15	41	7,921	7,921	0	0

注1: 在外職員、再任用職員、非常勤職員及び任期付職員のうち「教育職種(特任教員)」以外の職種については該当者がいないため、表を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



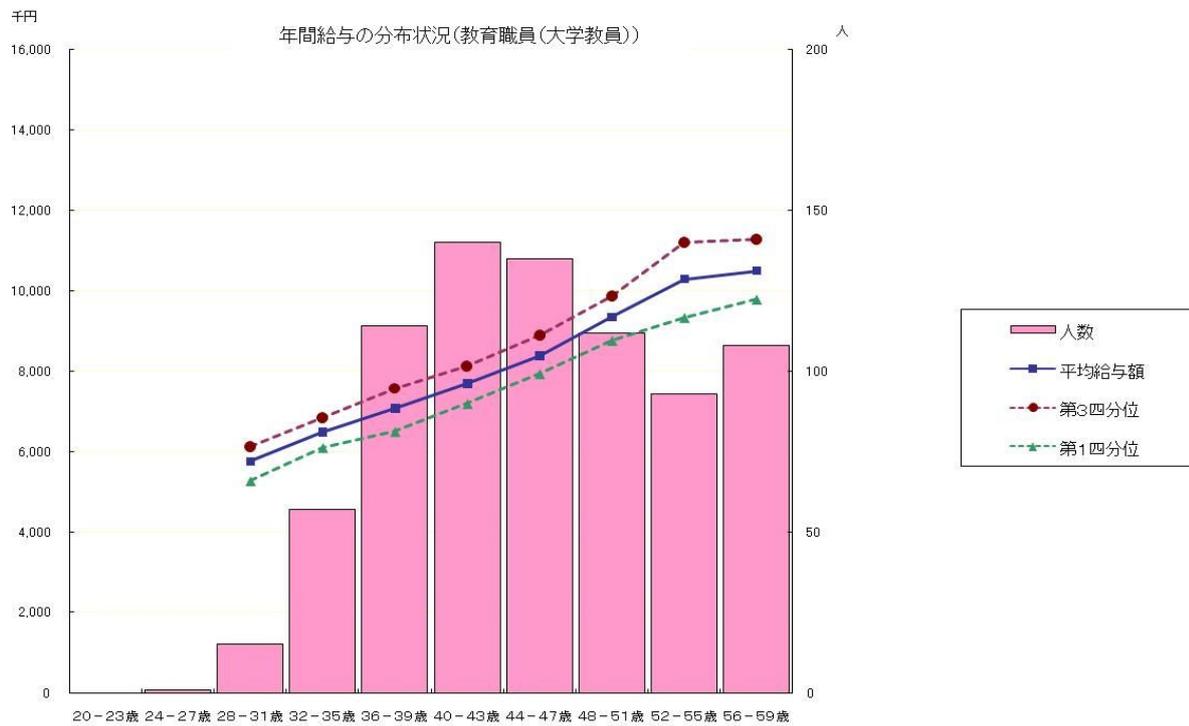
注:年齢20～23歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
部長	8	57.1	8,150	9,569	10,461
課長	20	54.4	7,783	8,317	8,761
課長補佐	43	53.6	6,699	7,216	7,714
係長	129	46.0	5,456	5,998	6,492
主任	74	38.5	4,379	4,900	5,274
係員	125	30.3	3,410	3,736	4,030

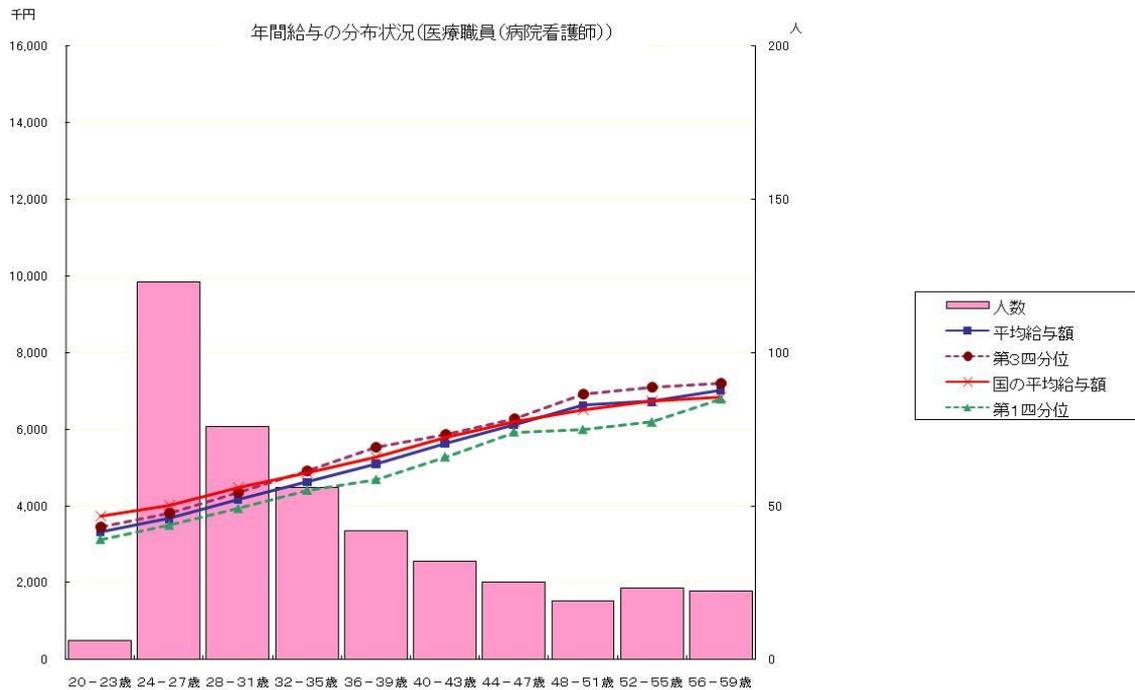
注:「課長」には、課長相当職である「室長」及び「次長」を含む。
本法人は「課長補佐」相当職として「副課長」を置いている。



注:年齢24～27歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1四分位	第3四分位
教授	377	54.8	9,692	11,287
准教授	246	44.9	7,600	8,810
講師	81	43.6	7,460	8,330
助教	175	39.9	6,224	7,180
助手	7	52.1	6,394	6,867



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
看護部長	1	-	-	-	-	-	-
副看護部長	3	55.8	-	-	8,095	-	-
看護師長	29	51.1	6,521	6,878	6,878	7,166	7,166
副看護師長	72	45.7	5,547	6,059	6,059	6,687	6,687
看護師	319	31.5	3,708	4,277	4,277	4,685	4,685

注:看護部長は該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢、第1・第3分位及び平均額を記載していない。また、副看護部長は該当者が3人のため同様に、第1・第3分位を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員 技術職員	主任 一般職員 技術職員	係長 主任	副課長 係長	課長 副課長
人員 (割合)	399	45 (11.3%)	101 (25.3%)	160 (40.1%)	57 (14.3%)	19 (4.8%)
年齢(最高～最低)		40～23	44～27	59～35	59～45	59～41
所定内給与 年額(最高～最低)		2,849～2,033	3,827～2,411	5,095～3,072	6,133～4,201	6,211～5,080
年間給与額 (最高～最低)		3,785～2,739	5,136～3,298	6,982～4,259	8,223～5,881	8,327～7,167

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	課長	部長 課長	部長	部長	事務局長
人員 (割合)	12 (3.0%)	4 (1.0%)	1 (0.3%)	該当者なし	該当者なし
年齢(最高～最低)	59～52	58～50	-	-	-
所定内給与 年額(最高～最低)	7,127～5,916	7,713～7,228	-	-	-
年間給与額 (最高～最低)	9,602～7,954	10,714～10,047	-	-	-

注:8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位			助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	886	該当者なし	182 (20.5%)	82 (9.3%)	250 (28.2%)	372 (42.0%)
年齢(最高～最低)		-	62～27	61～31	64～31	64～40
所定内給与 年額(最高～最低)		-	6,044～3,596	6,589～3,965	7,653～4,121	9,929～5,226
年間給与額 (最高～最低)		-	8,090～4,794	9,104～5,436	10,352～5,621	14,826～7,353

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長
人員 (割合)	424人	該当者なし	318人 (75.0%)	73人 (17.2%)	29人 (6.8%)	3人 (0.7%)
年齢(最高 ～最低)		-歳	58～22歳	59～32歳	59～41歳	57～53歳
所定内給与 年額(最高～ 最低)		-千円	4,541～2,303千円	5,226～3,288千円	5,217～4,354千円	6,051～5,873千円
年間給与額 (最高～最低)		-千円	6,305～3,148千円	7,186～4,530千円	7,367～6,164千円	8,229～8,019千円

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長	看護部長
人員 (割合)	1人 (0.2%)	該当者なし
年齢(最高 ～最低)	-歳	-歳
所定内給与 年額(最高～ 最低)	-千円	-千円
年間給与額 (最高～最低)	-千円	-千円

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.5%	67.5%	66.1%
	査定支給分(勤勉相当)	35.5%	32.5%	33.9%
	最高～最低	43.4～31.8%	44.1～29.3%	43.8～31.0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.0%	68.2%	66.7%
	査定支給分(勤勉相当)	35.0%	31.8%	33.3%
	最高～最低	42.4～31.4%	39.2～28.6%	40.7～29.9%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.2	% 66.4	% 64.4
	査定支給分(勤勉相当)	% 37.8	% 33.6	% 35.6
	最高～最低	% 51.5～32.8	% 47.6～30.0	% 49.5～31.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.1	% 68.3	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当)	% 34.9	% 31.7	% 33.3
	最高～最低	% 43.0～31.2	% 43.7～28.4	% 43.4～29.8

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.4	% 63.9	% 63.2
	査定支給分(勤勉相当)	% 37.6	% 36.1	% 36.8
	最高～最低	% 43.4～34.0	% 39.7～34.7	% 41.4～34.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.0	% 67.3	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当)	% 36.0	% 32.7	% 34.3
	最高～最低	% 42.4～30.5	% 39.2～29.0	% 40.7～30.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

86.4

対他の国立大学法人等

98.5

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

98.1

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

95.9

対他の国立大学法人等

99.4

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員	86.4					
	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>91.3</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>86.2</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>91.2</td> </tr> </table>	地域勘案	91.3	学歴勘案	86.2	地域・学歴勘案
地域勘案	91.3						
学歴勘案	86.2						
地域・学歴勘案	91.2						
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	—						
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 39.6% (国からの財政支出額 19,744百万円, 支出予算の総額 49,888百万円:平成20年度予算)						
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成19年度決算)						
	【検証結果】 本学の給与制度等の改正は、国家公務員の給与水準を考慮して行っている。 平成20年度の対国家公務員の比較指数は86.4となっており、給与水準は適切に確保されている。						
講ずる措置	指数の状況や給与水準の適正について絶えず検証を行い、本学の財政状況を勘案しつつ、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進め、今後も適正な給与水準の維持に努める。						

○医療職員(病院看護師)

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員	95.9					
	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>98.8</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>94.8</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>99.7</td> </tr> </table>	地域勘案	98.8	学歴勘案	94.8	地域・学歴勘案
地域勘案	98.8						
学歴勘案	94.8						
地域・学歴勘案	99.7						
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	—						
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 39.6% (国からの財政支出額 19,744百万円, 支出予算の総額 49,888百万円:平成20年度予算)						
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成19年度決算)						
	【検証結果】 本学の給与制度等の改正は、国家公務員の給与水準を考慮して行っている。 平成20年度の対国家公務員の比較指数は95.9となっており、給与水準は適切に確保されている。						
講ずる措置	指数の状況や給与水準の適正について絶えず検証を行い、本学の財政状況を勘案しつつ、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進め、今後も適正な給与水準の維持に努める。						

○教育職員(大学教員)

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 96.1

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16 年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 15,833,430	千円 16,270,222	千円 △ 436,792	(%) (△ 2.7)	千円 △ 821,323 (△ 4.9)
退職手当支給額 (B)	千円 2,492,315	千円 2,066,895	千円 425,420	(%) (20.6)	千円 853,213 (52.1)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 4,140,553	千円 3,134,255	千円 1,006,298	(%) (32.1)	千円 1,803,122 (77.1)
福利厚生費 (D)	千円 2,383,842	千円 2,338,342	千円 45,500	(%) (1.9)	千円 72,991 (3.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 24,850,140	千円 23,809,714	千円 1,040,426	(%) (4.4)	千円 1,908,003 (8.3)

注1:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注2:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他の競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

① 「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」の対前年度比及び増減要因

(1) 「給与、報酬等支給総額」(前年度比△2.7%)

平成20年度に行った給与改定(地域手当の支給割合の引き上げ)による増額要因があったが、前年度に引き続き定員削減を行ったこと、定年退職者の後任が低年齢層になったこと、育児休業者の増加及び教員の平均在職者が前年度に比べ少なくなったことにより、2.7%の減額となった。

(2) 「最広義人件費」(前年度比4.4%)

「給与、報酬等支給総額」は2.7%の減額となっているが、定年退職者数増による「退職手当支給額」の増額(前年度比20.6%)並びに、看護師、特任教員及び外部資金等により雇用される職員数の増加に伴う「非常勤役職員等給与」の増額(前年度比32.1%)により、最広義人件費は4.4%の増額となった。

② 人件費削減の取組の状況

(1) 中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

(2) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針 総人件費改革の実行計画を踏まえ、中期計画において平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

(3) 人件費削減の取組の進捗状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	17,061,418	16,356,268	16,270,222	15,833,430
人件費削減率 (%)		△ 4.1	△ 4.6	△ 7.2
人件費削減率(補正值) (%)		△ 4.1	△ 5.3	△ 7.9

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。